平成25年3月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

その2

這一門国民健康休晚未例(哈和34中电画用未例第15) 利口对思衣	
現 行	
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る
第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとす	第16条 一般被保険者
る。	る。
(1) • (2) (略)	(1) · (2) (略)
(3) 世帯別平等割 ア <u>又はイ</u> に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ	(3) 世帯別平等割
れア <u>又はイ</u> に定めるところにより算定した額	れア <u>からウまで</u> に
ア <u>イに</u> 掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦	ア <u>イ又はウに</u> 挑
課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般	課総額の100分
被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号	被保険者が属す
に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当	に該当したこと
該資格を喪失した日の前日 <u>の属する月以後5年を経過する月まで</u>	該資格を喪失し
<u>の間に限り、同日</u> 以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以	
下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯	下同じ。)と同-
	て同日の属する
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限	月までの間にあ
る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数	る。以下「特定
	定同一世帯所属
	帯であって特定
	を経過する月まない場合に関え
	<u>ない場合に限る</u> を乗じて得た数
	<u>を米して特に数</u>

改 正 後(案)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (3) 世帯別平等割 ア<u>からウまで</u>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れア<u>からウまで</u>に定めるところにより算定した額
- ア <u>イ又はウに</u>掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦 課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般 被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号 に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当 該資格を喪失した日の前日

」以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

現 行

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じ て得た額

(新設)

2 · 3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

- 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号 に定める額と する。
- (1) 第2号 に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号ア に定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する 世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条第1項第3号イに 定めるところにより算定した額

(新設)

改 正 後(案)

- イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じ て得た額
- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を 乗じて得た額

2 · 3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

- 第16条の5の2 第16条の2の世帯別平等割額は、第1号又は第2号 に**│**第16条の5の2 第16条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額と する。
 - (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号ア に定めるところにより算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する 世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該 世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条第1項第3号イに 定めるところにより算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する 世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年 を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない 場合に限る。) 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した 額

現 行

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

- (3) 世帯別平等割 ア<u>又はイ</u> に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れア又はイ に定めるところにより算定した額
 - ア <u>イに</u> 掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高 齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初 日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2 分の1を乗じて得た数

を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じ て得た額

(新設)

2 · 3 (略)

第16条の6の9 第16条の6の6の世帯別平等割額は、第1号<u>又は第2号</u> に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号<u>又は第2号</u>に定める額 とする。 改 正 後(案)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

- (3) 世帯別平等割 ア<u>からウまで</u>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア <u>イ又はウに</u>掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高 齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初 日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2 分の1を乗じて得た数<u>と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た</u> 数の合計数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じ て得た額
 - <u>ウ</u> 特定継続世帯 <u>アに定めるところにより算定した額に4分の3を</u> 乗じて得た額

2 · 3 (略)

第16条の6の9 第16条06の6の世帯別平等割額は、第1号 $\underline{$ から第3号まで</u> に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号 $\underline{$ から第3号まで</u>に定める額 とする。

現 行

- (1) <u>第2号</u> に掲げる世帯以外の世帯 第16条の6の5第1項第 3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯_____(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額(新設)

附則抄

(平成22年度から<u>平成25年度</u>までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

2 平成22年度から<u>平成25年度</u>までの各年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

改 正 後(案)

- (1) <u>第2号又は第3号</u>に掲げる世帯以外の世帯 第16条の6の5第1項第 3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する 世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該 世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3 号イに定めるところにより算定した額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する 世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年 を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない 場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算 定した額

附 則 抄

(平成22年度から<u>平成26年度</u>までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

2 平成22年度から<u>平成26年度</u>までの各年度における第12条の3の規定の 適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるの は「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交 付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する 額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2 項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その 他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」と する。